

民生常任委員会
所管事務報告

資 料

令和6年10月29日

※報告日までは外部への
資料提供はご遠慮ください。

斎園事業の方向性について

環境局 環境総括室 斎園管理課

第1章 背景と目的

本市では、市立墓地の供給、葬儀、火葬といった斎園事業をその時々の方のニーズに応じて取り組んできた。

近年、少子高齢化の進展にともなう多死社会の到来や核家族化のさらなる進展など、社会情勢が変化している中で、墓地、葬儀、火葬に関する市民の意識やニーズが変化してきている。

このような状況の中、斎園事業（市立墓地、市営葬儀、火葬）に関して、市民のニーズへの対応と包括外部監査で指摘された内容を踏まえ、現状の課題整理を行い、本市の状況に合った今後の斎園事業の方向性を示すこととした。

第2章 斎園事業を取り巻く状況

1. 多死社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計によると、本市では令和27年（2045年）に年間死亡者数のピークをむかえ、それ以降は減少に転じる見込みである。

また、全国の年間死亡者数のピークは令和22年（2040年度）と見込まれており、本市の場合、それより5年程度ピークが遅れてやってくる。なお、本市では、令和2年から令和32年までの30年間に約176,000人が亡くなると想定されていることから、多死社会に対応した斎園事業を展開していく必要がある。

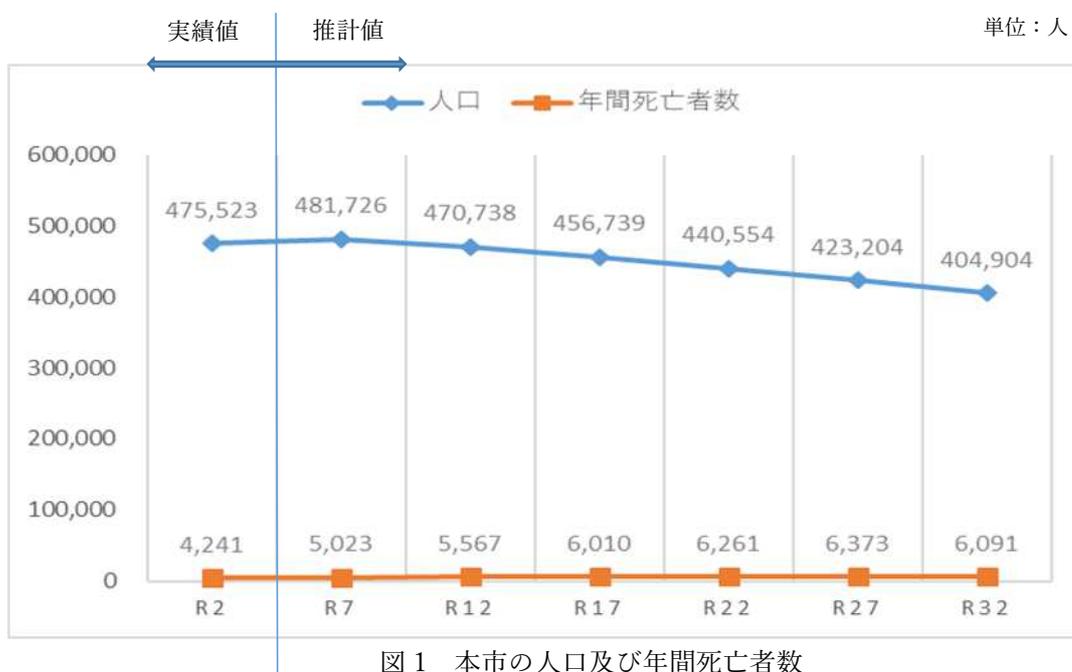


図1 本市の人口及び年間死亡者数

（出展：西宮市統計書、将来推計人口・世帯数（兵庫県）、
日本の地域別将来推計人口からみた将来の死亡数（社人研））

2. 墓地ニーズの多様化

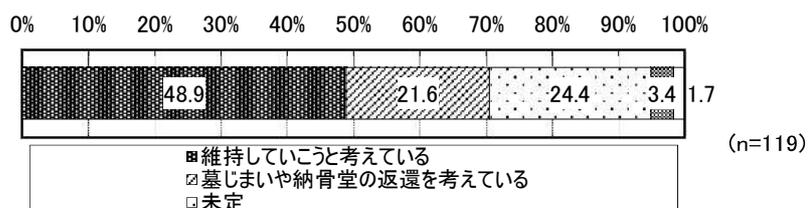
(1) 市立墓地に関するニーズ

令和5年度に実施した市政モニター調査の結果によると、お墓や納骨堂の維持について「維持したいと考えている」が約半数を占める一方、墓じまいを考えている層が約2割となっており、今後も市立一般墓地の返還が一定数発生することが想定される。また、「新たにお墓や納骨堂の取得を希望しない。」が8割以上を占めており、その理由として承継や維持管理費に関する不安が約7割となっていることから管理・承継を必要としない墓地のニーズが高まっていることが見て取れる。

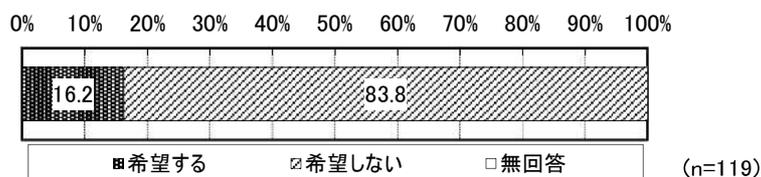
希望する墓地・納骨堂として、自治体が管理運営するものとしているものが過半数を占めていることから、市立の墓地・納骨堂には一定のニーズが保たれていると考えられる。

【参考】令和5年度市政モニター調査（抜粋）

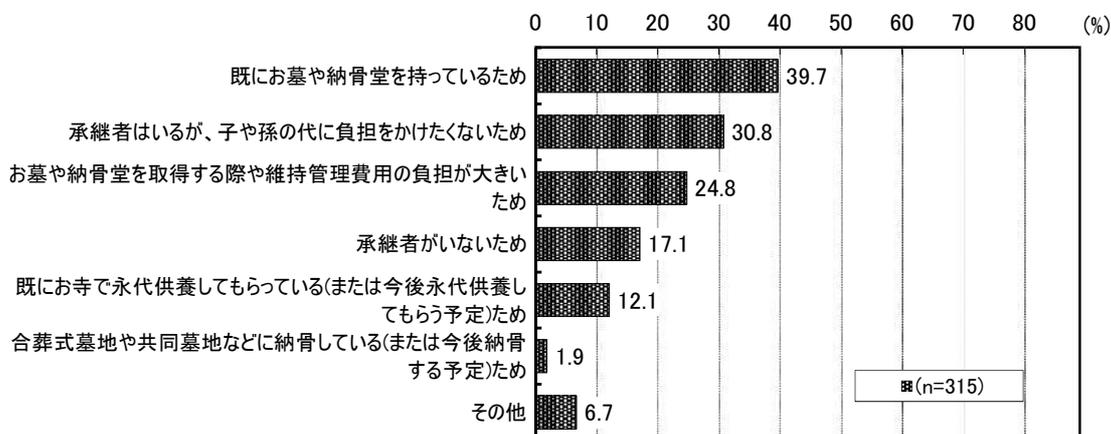
問 「お墓・納骨堂を持っている」方で、あなたの世帯のお墓や納骨堂を将来にわたって維持していこうと考えられていますか。いずれか1つを選択してください。



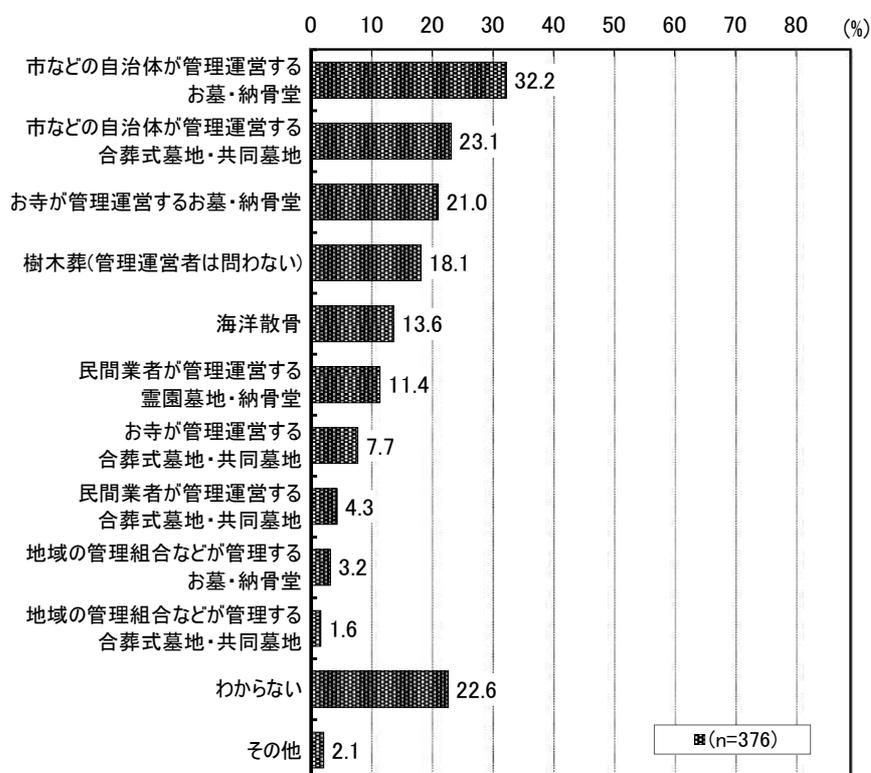
問 あなたの世帯は今後お墓や納骨堂の取得を希望しますか。いずれか1つを選択してください。



問 お墓や納骨堂の取得を希望しない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。



問 もしもあなたの世帯がお墓や納骨堂を取得するとしたら、どのような管理運営のお墓・納骨堂を希望しますか。3個まで選択可能です。



(2) 西宮市立墓地の面積・区画数・使用料

		面積 m ²	区画数	1m ² あたり使用料 円
満池谷墓地		120,486	9,298	537,000～732,000 + α (間口、立地による加算)
満池谷納骨堂			876	2～5年 12,000～100,000
甲山墓園		129,622	4,380	268,500～366,000 + α (間口、立地による加算)
白水峡公園墓地		369,721	11,130	179,000～244,000 + α (間口、立地による加算)
白水峡合葬式墓地			合葬室 10,000体 一時安置室 1,500体	50,000円/1体 100,000/1体 記名板 30,000円
鳴尾3墓地	上田墓地	9,273	1,263	268,500～366,000 + α (間口、立地による加算)
	中津墓地			
	上鳴尾墓地			
合計		629,102	26,947	別途、墓石代と管理料が使用料総額の10%必要

※区画数の合計に白水峡合葬式墓地の収蔵数は含めていない。

(3) 墓地返還の増加とその理由

市立墓地の返還数は、増加傾向にあり、その返還理由は、「墓を維持できる跡継ぎがない」「子どもに迷惑をかけたくない」等の理由で管理や承継が不要の墓に遺骨を移す、いわゆる「墓じまい」のケースや、墓から離れた場所に住まいを構えたことで、墓の管理が難しくなり、管理が容易な居住地近くに改葬するなどのケース等様々である。

墓地名\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
満池谷墓地	25	16	21	34	42	31	53	41	35	33	29	48	37
甲山墓園	11	4	18	14	14	11	12	24	21	14	30	32	36
白水峡公園墓地	12	24	14	24	27	18	26	26	44	36	36	58	68
鳴尾3墓地	3	1	2	5	8	2	3	0	4	0	4	7	8
満池谷納骨堂	18	19	21	16	13	18	16	32	20	16	55	24	23
計	69	64	76	93	104	80	110	123	124	99	154	169	172

表2 市立墓地返還数の推移（資料：西宮市）

(4) 西宮市立墓地の公募数の推移と申込のない区画の存在

一般墓地の募集については、毎年行っていた白水峡公園墓地の新規区画の公募が一区切りした平成28年度以降減少したが、返還墓地を定期的に公募しており、市民の墓地に対するニーズに対応してきた。

応募倍率は、市南部に位置する満池谷墓地、甲山墓園の人气が高く、市北部に位置する白水峡公園墓地については、市南部の市立墓地と比較すると低い傾向にあり、直近の応募の倍率が1倍を切っている。また、満池谷墓地、甲山墓園、白水峡公園墓地のいずれも公募しても申込のない区画が存在する。

(上段：公募数 下段：応募倍率)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
満池谷墓地			80				90				90		90
			8.11				7.07				5.74		3.84
満池谷納骨堂		55		40		40			40				60
		2.49		3.55		3.93			4.00				2.32
甲山墓園								58				60	
								6.31				5.57	
白水峡公園墓地	126	126	40	120	134	94			129	70			
	2.19	2.33	3.53	2.03	1.40	1.38			1.14	0.80			
合計	126	181	120	160	134	134	90	58	169	70	90	60	150

表3 西宮市立墓地の公募数の推移（資料：西宮市）

満池谷墓地	繰越区画数	甲山墓園	繰越区画数	白水峡公園墓地	繰越区画数
平成28年度	11	平成29年度	2	平成30年度	39
令和2年度	13	令和3年度	14	令和元年度	32
令和4年度	17				

表4 西宮市立墓地の公募で申込のなかった区画数（資料：西宮市）

（5）合葬式墓地の整備と運用開始

管理・承継を必要とせず安価な墓地のニーズに対応するため、白水峡公園墓地内に合葬式墓地を整備し、令和5年10月から利用申込みを開始した。

応募状況は、令和5年度末時点で808体（一時安置45体含む）の申込があった。合葬式墓地は供用開始後40年で、焼骨を10,000体収蔵（収蔵可能焼骨数10,000体）する想定であることから、申込開始から半年で808体の申込件数は想定を超えるペースである。

また、市立の一般墓地から合葬式墓地に改葬された方は、令和5年度末時点で91件（255体）あり、墓じまいのニーズにも対応している状況である。

3. 家族葬の増加等

近年、核家族化の進展などの社会情勢の変化により、葬儀についても、主流であった親族のみならず近所や会社関係など、多くの参列者がある大きな葬儀から、規模の小さな家族のみが参列される安価でコンパクトな「家族葬」を希望される方が増えている。

（1）市営葬儀の利用状況

平成30年度以降、コロナ禍における「密」を避ける目的もあつてか、家族葬や火葬のみの直葬も積極的に実施している低廉かつ簡素な市営葬儀の利用が増えたが、ここ数年は以前の水準に戻りつつある。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市営葬儀件数	476	544	607	638	562	541

表5 市営葬儀件数の推移（資料：西宮市）

(2) 家族葬等への対応

葬儀については、価値観の多様化にともない、家族のみで執り行う「家族葬」や火葬のみ執り行う「直葬」も見られるようになってきていることから、これらのシンプルな葬儀に対応することが求められている。なお、市営葬儀に占める家族葬及び直葬の割合は過去3か年度において6割弱を占めている。

年度	R3	R4	R5
家族葬件数	266	234	231

表6 市営葬儀における家族葬件数の推移（資料：西宮市）

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
直葬件数	51	83	111	102	100	92

表7 市営葬儀における直葬件数の推移（資料：西宮市）

(3) 斎場施設の老朽化等

令和2年度より市営葬儀専用施設となっている「満池谷斎場」（以下、「斎場」という。）については、竣工から30年以上経過していることから施設の老朽化が進んでおり、利用者アンケートにおいても、施設の老朽化（設備の古さ（トイレが和式であることやシャワー室がないこと等も含む。）への対応を望む意見が散見される。また、遺体安置所が斎場とは別棟で簡易な建物内に設置されており、設置場所の改善が求められている。

4. 火葬件数の増加等

満池谷火葬場は、年間351日（友引日の一部と1月1日、1月3日休場）稼働している市民生活には欠かせない施設であるが、少子高齢化の進展にともなう多死社会の到来が想定されており、火葬件数が今後増加していくことが想定されることから、こういった状況を踏まえた対応が求められている。

(1) 満池谷火葬場の利用状況

満池谷火葬場における火葬件数は、平成30年度以降、増加傾向にある。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
火葬件数	4,378	4,371	4,566	4,953	5,095	5,270
うち市内利用	3,934	3,964	4,144	4,441	4,530	4,603
うち市外利用	444	407	442	512	565	667

表8 火葬件数の推移（資料：西宮市）

(2) 火葬場の市民優先枠

満池谷火葬場は10時から15時までの1時間ごとに3炉ずつ使用可能となっており、使用可能な3炉のうち1炉について市民以外の利用の枠として設定している。ただし、15時の3炉については例外的に全て市民の枠としている。なお、市民以外の利用枠について空きがあれば、市民の利用が可能となる。

	1系統			2系統		3系統		4系統		5系統	
	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	6号炉	7号炉	8号炉	9号炉	10号炉	11号炉
10時	○				○				○		
11時		○				○				○	
12時			○				○				○
13時	○			○				○			
14時		○			○				○		
15時			○			○				○	

図1 火葬場使用炉ローテーション (資料：西宮市)

(3) 火葬炉等の計画的な更新

満池谷火葬場は、平成3年から稼働しており、設備の維持のため、令和元年度から令和5年度にかけては、1年度あたり2～3炉の耐火煉瓦積み替え工事等を実施している。

安定した火葬場の運営を行っていくためには、計画的に火葬炉等の設備を更新していく必要があり、高額となる火葬炉等の設備の更新に必要な財源を確保する必要がある。

財源確保の方法を検討するにあたっては、他市で取り組まれている火葬場において収骨(お骨上げ)後に、収骨されなかったお骨や灰(以下、「残骨灰」という。)を活用するといった事例も参考に検討する必要がある。

第3章 今後の斎園事業の方向性

1. 墓園事業

(1) 多死社会の到来を踏まえた墓地の適切な供給量の確保

- ・今後、一般墓地の新規整備は行わずに、墓地の返還にともなう空き区画の再公募により墓地需要に対応する。
- ・空き区画となった墓地を整理し、早期に公募することができるよう墓地公募事務の民間委託を行う。
- ・一般墓地の需要を満たすため、応募者の当選機会を増やせるよう公募方法の見直しを行う。
- ・公募しても申込のない一般墓地のうち大きな区画で使用料が高額となっていることが要因となっていると考えられるものについては、申込みが多くある区画面積になるよう区画割を見直す。
- ・白水峡公園墓地は、直近の公募における応募倍率が1倍を切っていることから、随時募集に変更することで、空き区画解消に努める。

市立墓地の名称	令和6年度から令和10年度までの公募予定数
満池谷墓地	230 区画
満池谷納骨堂	90 壇
甲山墓園	105 区画
白水峡公園墓地	令和6年度 80 区画、令和7年度以降 400 区画以上随時募集
鳴尾3墓地	40 区画
白水峡合葬式墓地	8,800 体以上収蔵可能 ※随時募集

表9 市立墓地の公募予定数

(2) 多様な墓地ニーズへの対応

- ・一般墓地以外の墓地を希望される方が増えてきていることから、合葬式墓地の申し込み状況を注視しつつ、他市の特徴的な墓地（樹木葬など）の例を研究するなどにより多様な墓地に対するニーズの把握に努める。
- ・市立一般墓地を返還し、合葬式墓地へ改葬される方に対して、合葬式墓地の使用料を免除するほか、墓じまいを検討されている方に対する支援策を検討する。

(3) 墓地管理の民間委託の促進

- ・市立墓地の管理については、指定管理者制度の導入が進んでいるが、市直営の墓地について事務の効率化とサービス向上による利用促進のため、さらなる指定管理者制度の導入を検討する。

墓地名	運営管理		今後の管理運営の方向性
満池谷墓地	直営	→	指定管理者
満池谷納骨堂			
甲山墓園	指定管理者	→	
白水峡公園墓地	指定管理者	→	

表 10 主な市立墓地の運営の方向性

2. 満池谷斎場事業

(1) 施設の老朽化や家族葬等への対応

- ・施設の老朽化については、中長期修繕計画に基づいた修繕により適切に対応する。
- ・利用者アンケートで指摘されている施設の設備の古さ（トイレが古い、シャワー室がない。など）については、現代における標準的な設備となるよう改修を検討する。
- ・遺体安置所が斎場外の簡易な建物内にあることや市営葬儀の約4割が家族葬となっている実情に鑑み、斎場内に遺体安置所や家族葬に対応するコンパクトな部屋を設けるなどの改修を検討する。

3. 火葬場事業

(1) 火葬場事業を取り巻く状況を踏まえた適正な使用料への見直し等

- ・火葬場使用料について、平成25年度包括外部監査の結果報告書によるとその受益者負担割合は50%程度とされているが、本市の施設使用料算定指針にもあるように近隣市の水準との比較による政策的な判断としての見直しも否定できないものである。
- ・満池谷火葬場については、令和9年度以降5年で約6億5千万円をかけて、火葬炉の解体更新工事を行う予定となっていることから火葬場の運営、維持に関する費用の財源確保のためにも、火葬場使用料の見直しを行う必要がある。
- ・特に、市民以外に適用される大人の火葬場使用料については、近隣市と比較して、1万円以上低くなっており、使用料の見直しに向けた検討が必要である。
- ・本市の火葬場は西宮市満池谷火葬場しかなく、火葬場の利用が増加傾向にあることともなっており市民以外の火葬場の利用も増加傾向にあることから、市民以外の利用による市民利用枠の圧迫の抑制、負担の公平性を図るため、近隣市と比較して低額である火葬場使用料について市外区分（市民以外に適用される使用料）を中心に見直しを行う。

- ・火葬場使用料の見直しにあたっては、近隣市との均衡を考えた場合、例えば、市内の大人の使用料は2割程度の増額、市外の大人の使用料は、市内の大人の使用料の4倍程度であっても妥当と思われる。

(単位：円)

区分 市名	市 内			市 外		
	大人 (A) 1体につき	小人 1体につき	死産児 1体につき	大人 (B) 1体につき	小人 1体につき	死産児 1体につき
西宮市	10,000 (12歳以上)	5,000 (12歳未満)	2,500	30,000 (12歳以上)	15,000 (12歳未満)	7,500
神戸市	12,000 (10歳以上)	6,000 (10歳未満)	2,400	42,000 (10歳以上)	21,000 (10歳未満)	8,400
芦屋市	20,000 (10歳以上)	10,000 (10歳未満)	5,000	40,000 (10歳以上)	20,000 (10歳未満)	10,000
尼崎市	13,200 (12歳以上)	6,600 (12歳未満)	3,300	52,800 (12歳以上)	26,400 (12歳未満)	13,200
伊丹市	10,000 (12歳以上)	5,000 (12歳未満)	1,500	40,000 (12歳以上)	20,000 (12歳未満)	6,000
川西市	10,000 (12歳以上)	5,000 (12歳未満)	2,500	40,000 (12歳以上)	20,000 (12歳未満)	5,000
三田市	22,000 (12歳以上)	無料 (12歳未満)	無料	44,000 (12歳以上)	22,000 (12歳未満)	11,000
宝塚市	10,000 (12歳以上)	5,000 (12歳未満)	4,000	40,000 (12歳以上)	20,000 (12歳未満)	16,000
明石市	12,000 (12歳以上)	6,000 (12歳未満)	3,000	50,000 (12歳以上)	25,000 (12歳未満)	15,000
姫路市	12,000 (12歳以上)	6,000 (12歳未満)	2,400	72,000 (12歳以上)	36,000 (12歳未満)	14,400

表 11 本市と近隣市の火葬場使用料の比較

(2) 残骨灰の取り扱いの見直しの検討

- ・令和6年第1回市政モニター調査において、自治体が残骨灰に含まれる有価物を収益化し、市民サービスに還元することについて質問したところ、「賛成」「どちらか」というと賛成」の合計が約8割を占めた。
- ・残骨灰には、金などの貴金属を含む有価物が含まれているが、これを収益化し、市民サービスに還元している自治体もあることから、こうした事例も参考に、ご遺族の心情や故人の尊厳に十分配慮したうえで、火葬炉の更新などの火葬場設備維持に係る財源に充てる前提として、残骨灰の取り扱いの見直しを検討する。

第4章 今後の予定

今年度、満池谷墓地を50区画、白水峡公園墓地（一般墓地）を80区画公募しており、白水峡合葬式墓地については随時募集を行っている。来年度以降も白水峡合葬式墓地の随時募集、計画的な区画墓地の公募を実施していく予定。

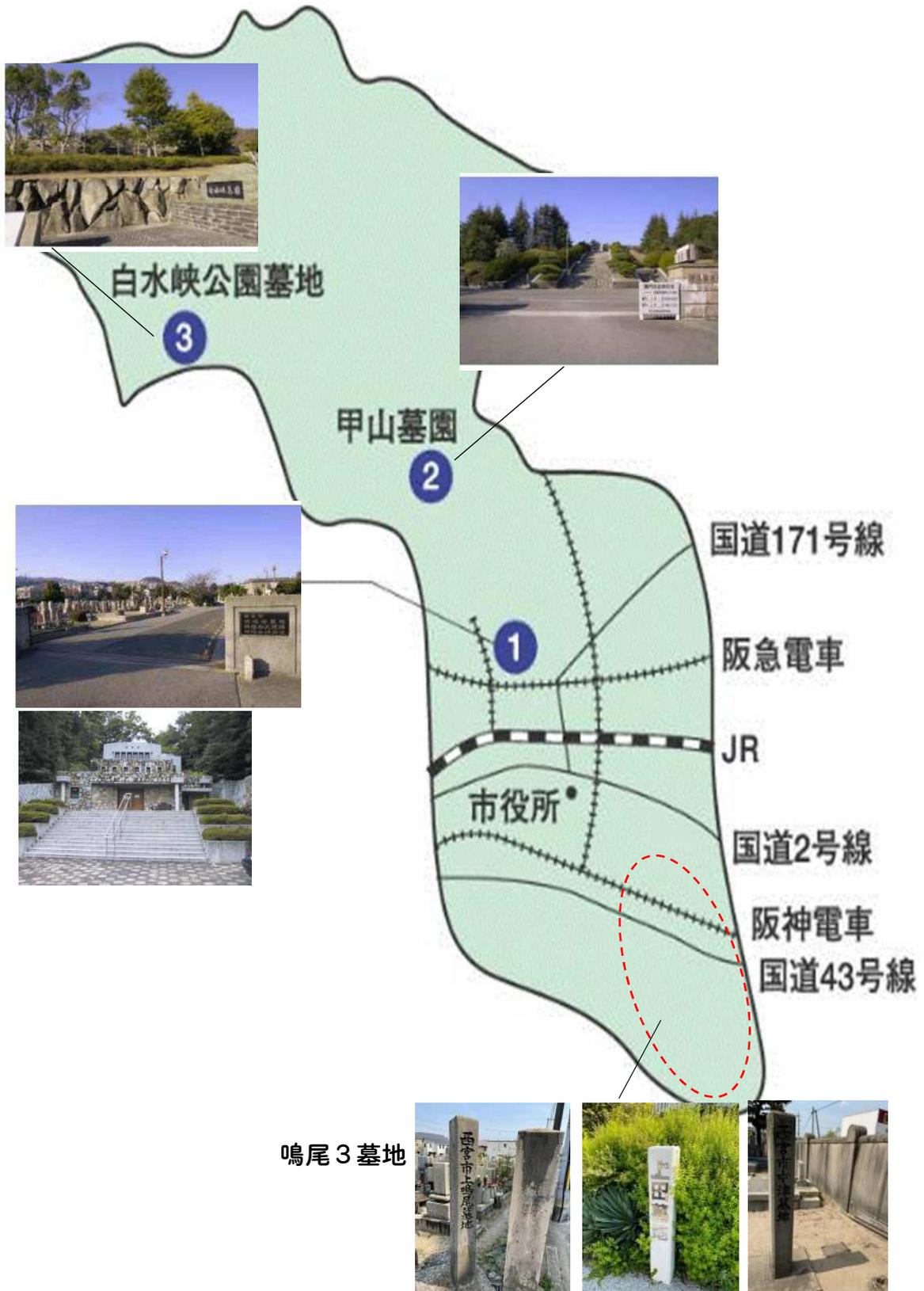
満池谷斎場については、市民のニーズや老朽化に対応した適切な改修を検討する。

火葬場使用料の見直しに係る条例改正の議案を令和7年3月市議会にて上程、周知期間を3か月設けて、令和7年7月1日施行を予定。

残骨灰の処理見直しについては令和7年度中の実施に向け、各種手続きを進める。

資料

1 市立墓地の概要



(令和6年4月1日時点)

墓地名	所在地	面積	区画数
①満池谷墓地	奥畑、神原	120,486 m ²	9,298 区画
②甲山墓園	甲山町 甲陽園目神山町 鷲林寺 2 丁目	129,622 m ²	4,380 区画
③白水峡公園墓地	山口町中野	369,721 m ²	11,130 区画
鳴尾 3 墓地 ※上鳴尾、上田、 中津	上田東町 南甲子園 3 丁目 上鳴尾町	9,273 m ²	1,263 区画

合葬式墓地名	所在地	収蔵可能数	備考
③白水峡合葬式墓地	山口町中野	10,000 体	一時安置室 1,500 体

納骨堂名	所在地	納骨壇の基数	備考
①満池谷納骨堂	奥畑	876 基	5 段式 570 基 3 段式 306 基

○満池谷斎場の概要

所在地 神原 13 番 41 号
 建築面積 488.25 m²
 延床面積 632.10 m²
 構造 鉄骨造平家建一部 RC 構造 (地階)
 主要施設 斎場 (60 名収容)、ホール、和室 A (18 畳)
 和室 B (18 畳)、事務室
 竣工 平成 3 年 3 月

○満池谷火葬場の概要

所在地 奥畑 7 番 115 号
 建築面積 844.80 m²
 延床面積 789.48 m²
 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
 主要施設 火葬炉 11 基、炉前ホール、告別室、収骨室
 待合室、事務室、監視室
 竣工 平成 3 年 3 月

2 西宮市立墓地の空き区画の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
満池谷墓地	77	77	71	92	126	168	127	180	221	256	212	241	216
満池谷納骨堂	61	24	43	3	43	3	3	43	29	49	65	120	60
甲山墓園	21	32	36	54	68	82	93	49	73	94	108	88	119
白水峡公園墓地	81	95	80	94	112	107	125	152	217	293	329	365	423
鳴尾3墓地													
合計	240	228	230	243	349	360	348	424	540	692	714	814	818

3 西宮市立墓地の収入の推移

(単位：千円)

●歳入決算		一般墓地収入				納骨堂収入			収入合計 a	公募数
		許可数	使用料	管理料	使用料計	許可数	更新数	使用料		
2004	H14	331	224,152	21,036	245,188	—	—	4,861	250,049	白359区画
2005	H15	301	287,261	26,746	314,007	—	—	4,492	318,499	満110、白259区画
2004	H16	358	298,546	27,765	326,311		65	1,269	327,580	満86、白287区画
2005	H17	290	250,248	23,234	273,482	53	62	4,576	278,058	満89、白227区画、納53壇
2006	H18	296	251,078	23,390	274,468		92	3,256	277,724	満82、白215区画
2007	H19	267	221,183	20,536	241,719		80	1,939	243,658	甲82、白217区画
2008	H20	224	225,942	20,954	246,896	60	61	4,738	251,634	満82、白158区画、納60壇
2009	H21	123	81,539	7,531	89,070		67	1,227	90,297	白123区画
2010	H22	127	82,010	7,568	89,578		99	3,720	93,298	白126区画
2011	H23	124	79,622	7,353	86,975	55	75	5,286	92,261	納55、白126区画
2012	H24	114	159,134	14,879	174,013		77	1,879	175,892	満80、白40区画
2013	H25	120	71,662	6,444	78,106	40	101	5,492	83,598	白120区画、納40壇
2014	H26	126	70,562	6,958	77,520		55	1,263	78,783	白134区画

●歳入決算		一般墓地収入				納骨堂収入			収入合計 a	公募数
		許可数	使用料	管理料	使用料計	許可数	更新数	使用料		
2015	H27	72	48,443	4,408	52,851	40	95	5,447	58,298	白94区画、納40壇
2016	H28	79	184,832	17,231	202,063		102	4,237	206,300	満90区画
2017	H29	56	72,128	6,491	78,619		81	1,939	80,558	甲58区画
2018	H30	90	54,627	4,959	59,586	40	105	6,507	66,093	白129区画、納40壇
2019	R1	38	22,699	2,041	24,740		58	1,167	25,907	白70区画
2020	R2	77	156,653	14,560	171,213		107	4,570	175,783	満90区画
2021	R3	50	61,569	5,599	67,168		172	10,949	78,117	甲60区画

4 市立墓地の需要予測と供給見込み

※大阪府方式による需要予測

潜在的墓地需要を持つ世帯数に1世帯あたりの年間死亡者数を掛け合わせる。

<計算式>

当該年の死亡者総数×定住志向率×(傍系世帯率+取得希望世帯率)/2

※供給の考え方

合葬式墓地(10,000体)については供給を30年で均等に行うと仮定。

返還見込みの数は過去3か年度の平均値を採用し、同数を毎年供給するとした。

年(10-9月)		全体の 需要数a	需要 a×0.73	需要 1年当たり
2020-25	R2-7	2,766	2,019	404
2025-30	R7-12	3,161	2,308	462
2030-35	R12-17	3,456	2,523	505
2035-40	R17-22	3,663	2,674	535
2040-45	R22-27	3,772	2,754	551
2045-50	R27-32	3,721	2,716	543
合計		20,539	14,993	

表 市立墓地の予測需要

年(10-9月)		需要 1年当たり	需要1年 当たり平均 ※①	合葬式墓地 1年当たり での供給 ※②	1年当たりの 一般墓地・納骨堂 返還見込み (同数供給) ※③	空き区画の公募 で対応する需要 (1年当たり) ※①-②-③	(参考) R4時点の 空き区画数
2020-25	R2-7	404	500	333	165	2	818
2025-30	R7-12	462	500	333	165	2	
2030-35	R12-17	505	500	334	165	1	
2035-40	R17-22	535	500	334	165	1	
2040-45	R22-27	551	500	333	165	2	
2045-50	R27-32	543	500	333	165	2	

30年で10,000体収蔵
すると仮定した場合

十分な空き区画数

表 市立墓地の需給予測

5 残骨灰に関する市政モニター調査結果

令和6年度（2024年度）市政モニター調査結果（抜粋）

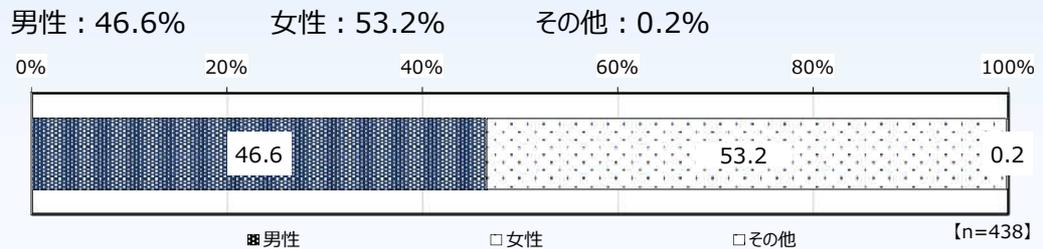
墓地に関する市民ニーズ調査（抜粋）

西宮市市政モニターの皆様を対象に2024年7月に墓地に関する市民ニーズ調査を実施し、ご意見をお聞きしました。ご回答して頂きましたモニターの皆様には、厚くお礼申し上げます。

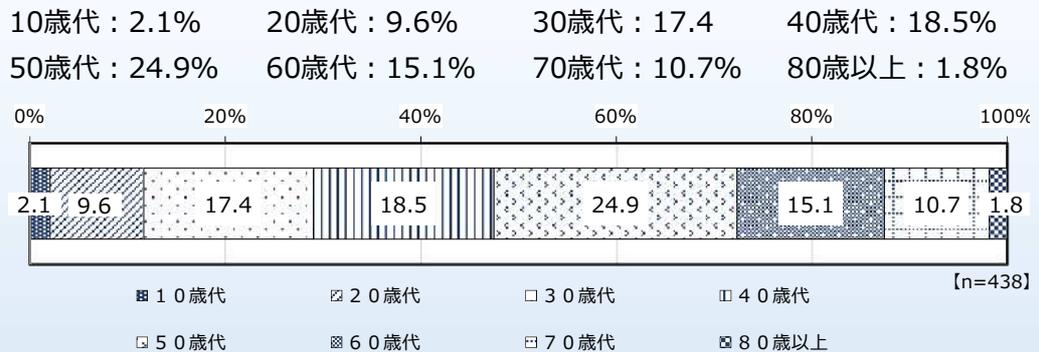
■有効回答率：86.1%（回答者数 438人／全モニター数 509人）

■有効回答者の構成割合について

・性別

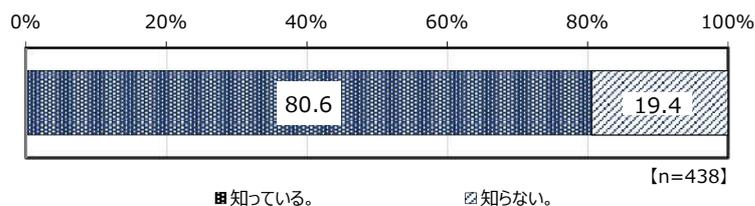


・年代別



残骨灰の取り扱いについて

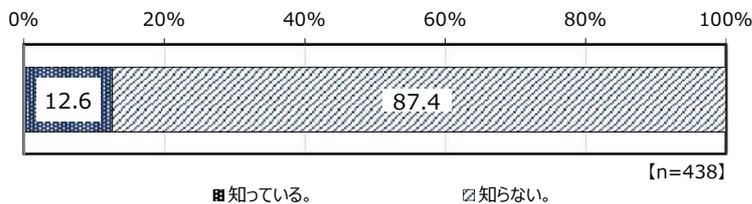
火葬時に残骨灰が残ることを知っていますか。



火葬時に残骨灰が残ることについてお尋ねしたところ、「知っている。」が最も多く80.6%と、半数を超えています。

次いで「知らない。」が19.4%となっています。

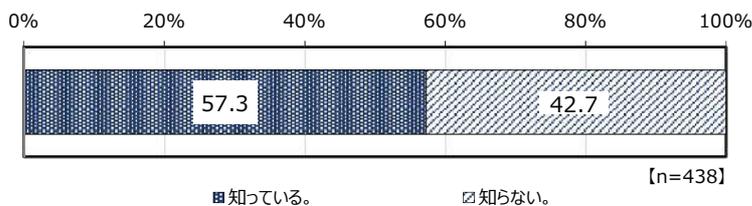
残骨灰には、ダイオキシン等の有害物質が含まれており、無害化処理が必要であることを知っていますか。



残骨灰には、ダイオキシン等の有害物質が含まれており、無害化処理が必要であることについてお尋ねしたところ、「知らない。」が最も多く87.4%と半数を超えています。

次いで「知っている。」が12.6%となっています。

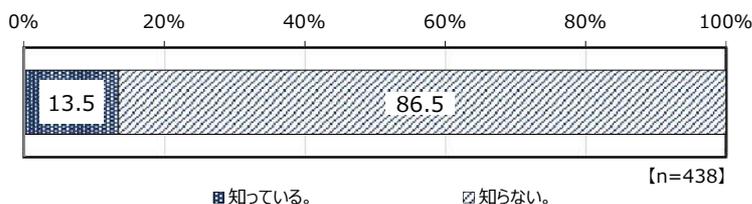
残骨灰に歯の治療等に用いられた金・銀・パラジウム等の有価物が含まれている場合があることを知っていますか。



残骨灰に歯の治療等に用いられた金・銀・パラジウム等の有価物が含まれている場合があることについてお尋ねしたところ、「知っている。」が最も多く57.3%となっています。

次いで「知らない。」が42.7%となっています。

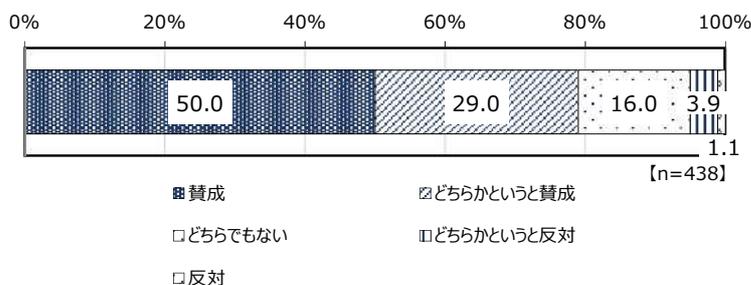
住民サービスに還元することを目的として、残骨灰に含まれる金・銀・パラジウム等の有価物を収益化している自治体があることを知っていますか。



住民サービスに還元することを目的として、残骨灰に含まれる金・銀・パラジウム等の有価物を収益化している自治体があることについてお尋ねしたところ、「知らない。」が最も多く86.5%と半数を超えています。

次いで「知っている。」が13.5%となっています。

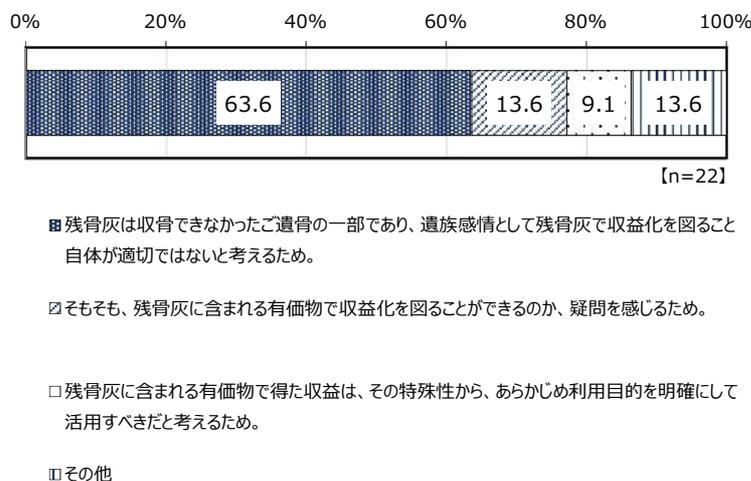
ご遺族が部分収骨（お骨を一部収骨すること）か全収骨（お骨全てを収骨すること）を選べることを前提に、有価物を取り除いた後の残骨灰を無害化し適切な供養地に埋葬することを条件として、自治体が残骨灰に含まれる有価物を収益化し、市民サービスに還元することについてどのようにお考えですか。



残骨灰に含まれる有価物を収益化し、市民サービスに還元することについてお尋ねしたところ、「賛成」が最も多く半数の50.0%となっています。

次いで「どちらかという賛成」が29.0%、「どちらでもない」が16.0%、「どちらかという反対」が3.9%、「反対」が1.1%の順になっています。

残骨灰に含まれる有価物を収益化し、市民サービスに還元することについて「どちらかという反対」「反対」と回答された方はいかがでしょうか。その理由は何ですか。



残骨灰に含まれる有価物を収益化し、市民サービスに還元することについて「どちらかという反対」「反対」と回答した理由についてお尋ねしたところ、「残骨灰は収骨できなかったご遺骨の一部であり、遺族感情として残骨灰で収益化を図ること自体が適切ではないと考えるため。」が最も多く63.6%で、半数を超えています。

次いで「そもそも、残骨灰に含まれる有価物で収益化を図ることができるのか、疑問を感じるため。」と「その他」が同率で13.6%、「残骨灰に含まれる有価物で得た収益は、その特殊性から、あらかじめ利用目的を明確にして活用すべきだと考えるため。」が9.1%の順となっています。

その他の意見は、「利益はその家族に還元させるべき。」「宗教倫理的に識者の見解を（牧師、神父、僧侶、神主）を含めた特別委員会で十分に議論が必要。」などです。